

8 大分県情報提供推進要綱

(平成18年4月 1日大分県告示第429号等共同告示)
改正(平成23年3月22日大分県告示第238号等共同告示)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。)の規定に基づき、積極的な情報提供の推進に関し基本的な事項を定めるものとする。

(情報提供窓口)

第2条 情報センター及び地区情報コーナー(以下「情報センター等」という。)においては、行政資料の展示、閲覧等の機能を充実させるとともに、提供情報に関する相談及び県行政についての一般的な案内を行うなど、県民等に親しまれ、利用しやすい情報提供の窓口づくりに努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、情報提供の実施に関する情報センター等の運営について必要な事項は、大分県情報センター等設置運営要綱(昭和63年大分県告示第1088号)の定めるところによる。

(情報提供の実施)

第3条 実施機関(公安委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社及び土地開発公社を除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる情報について、目録を整備し、当該各号に定めるところにより、情報センター等で県民等に提供するものとする。

(1) 行政資料情報

イ 刊行物情報 県が作成し、又は収集した統計資料、白書、業務概要書、県報、広報誌等の刊行物情報を分類・整理し、展示して別表第1に定める閲覧期間中、閲覧に供し、写しの交付及び貸出しを行う。

ロ 生活・文化・イベント情報 観光情報、各種イベント情報等に関するパンフレット、リーフレット類を展示し、及び配布する。

(2) 映像情報 県が作成し、又は収集したビデオテープ等映像情報を機器を操作して、視聴に供し、及び貸出しを行う。

(3) インターネット情報 県庁ホームページに掲載している各種情報をパーソナルコンピュータにより県民等に提供する。

2 実施機関は、情報センター等で提供する情報の検索等について利用者から申出があった場合は、行政資料目録による検索等を行うとともに、パーソナルコンピュータ等の操作を行うことにより、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

3 実施機関は、第1項各号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報については、県民等の求めに応じて提供できるものとする。

(1) 条例に基づき、既に公開されている情報

(2) 既に公にされている情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が直ちに公開できるものと認める情報

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める地方機関、教育機関及び病院(以

下この項において「地方機関等」という。)が管理する同項第一号及び前項に各号に掲げる情報について、当該地方機関等で県民等に提供できるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、情報提供事務の取扱いに関し必要な事項は、大分県情報提供事務取扱要綱（昭和63年大分県告示第1090号）の定めるところによる。

（行政資料の収集管理）

第4条 知事は、実施機関及び国、市町村等が作成した刊行物等の行政資料を収集する行政資料収集ネットワークの整備を図り、積極的に行政資料を収集するものとする。

- 2 知事は、収集した行政資料を行政資料分類表（別表第2）により分類・整理し、情報センター等において適正に管理するとともに、県民等の求めに迅速かつ的確に応ずるために、行政資料目録を作成し、これを情報センター等に備え置いて県民等の利用に供するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、行政資料の収集管理に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、情報提供の推進に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則（平成19年告示第429号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 大分県情報提供推進要綱（平成13年大分県告示第356号等共同告示）は、廃止する。

附 則（平成23年告示第238号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

閲覧期間

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 要覧、事業概要、定期報告書（年次発行印刷物）、広報誌紙類 | 1年 |
| (2) 事業計画書、調査研究報告書、基本計画書等 | 5年 |
| (3) 統計資料類のうち特に資料価値の高いもの | 10年 |